

健康管理システム改修業務に係るプロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、美瑛町が発注する「健康管理システム改修業務」に係る契約の相手方となる事業者の選定に当たり、公募型プロポーザルの実施方法等について必要な事項を定める。

2 業務概要

- (1) 業務名 健康管理システム改修業務
- (2) 業務内容 別紙「健康管理システム改修業務 仕様書」の内容に基づき、業務を実施する。
- (3) 業務期間 契約締結日から令和9年3月31日まで
- (4) 履行場所 北海道上川郡美瑛町南町1丁目2番43号 美瑛町保健センター
- (5) 予算額 発注額の上限は、16,771,000円（消費税及び地方税を含む。）とする。

【内訳】

①委託料 16,459,000円（消費税及び地方税含む）

②賃借料 312,000円（消費税及び地方税含む）

※①及び②の提案見積額は、それぞれ上記の内訳額を上限とする。

3 プロポーザル方式を活用する理由

美瑛町が有する既存の健康管理システム内のデータを標準仕様に対応するため、公募型プロポーザル方式により、健康管理システム改修業務に関する高いスキルやノウハウを持ち合わせた事業者を選定するものである。

4 参加資格

次に掲げる資格及び条件をすべて満たしている者であること。

- (1) 提案するシステムについては本町がシステムを利用し業務を行う上で、関係する法律、条例、要綱等に定める事務を処理する機能を有し、業務を滞りなく運営できることを前提とする。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和8～9年度美瑛町入札参加資格者名簿登録業者であること。
- (4) 美瑛町が行う競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者等、経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (6) 国内において本案件と同種又は類似業務と認められる業務の履行実績が3団体以上あること。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体ではないこと。
- (8) 国税及び地方税等の滞納がないこと。

5 参加表明書及び会社概要書の提出

(1) 提出書類

本プロポーザルに参加しようとする者は、以下の書類を提出すること。

- ① 参加表明書（様式1）
- ② 会社概要書（様式2）

(2) 提出期間

令和8年4月10日（金）午前8時30分から令和8年4月22日（水）午後5時まで

(3) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便等配達状況を確認できるものに限る。）とする。

ファックス又は電子メールでの提出は認めない。

(4) 提出先

〒071-0202 北海道上川郡美瑛町南町1丁目2番43号 美瑛町保健センター
美瑛町 保健福祉課 健康づくり係

TEL：0166-92-7000（直通） FAX：0166-68-7057

(5) 参加者選定決定通知

令和8年4月23日（木）発送予定

6 実施要領等に対する質問及び回答

(1) 実施要領等に対する質問は、質問書（様式5）に必要事項を記入し、電子メールで提出する方法に限るものとする。

(2) 質問受付期間

令和8年4月10日（金）午前8時30分から令和8年4月16日（木）午後5時まで

(3) 質問受付先

〒071-0202 北海道上川郡美瑛町南町1丁目2番43号 美瑛町保健センター
美瑛町 保健福祉課 健康づくり係

TEL：0166-92-7000（直通） FAX：0166-68-7057

e-mail：hoken_fukushi@town.biei.hokkaido.jp

(4) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和8年4月17日（金）に電子メールで回答し、美瑛町ホームページ上でも公開する。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

上記5（1）の書類を提出し、要件を満たすものとして本選定への参加を認められた者は、次に定める書類を期間内に提出するものとする。※審査会については次項参照

- ① 企画提案書（様式3及び任意様式）

企画提案書等の記載内容については下記の内容に基づき作成すること。

- ア 会社概要（様式2に基づき必要事項を記載）
- イ 仕様書に関する事、又は仕様書以外で本業務について提案できる事項
- ウ 業務実施体制（組織、担当者（経験、能力、資格）人数等を記載）
- エ 業務スケジュール
- オ 関連業務の実績

② 業務経費見積書（様式4及び任意様式）

様式4は「委託料」及び「賃借料」の合計額で記載し、その内訳は任意様式で提出すること。
賃借料は、令和8年9月～令和9年3月分までの7か月分で算出するものとする。

③ 概算コスト計算表（様式6）

④ 機能要件確認表（別紙1）

⑤ 関連システム機能確認表（別紙2）

※機能要件確認表（別紙1）及び関連システム機能確認表（別紙2）における追加費用は、②「業務経費見積書」及び③「概算コスト計算表」には含めないものとする。

※上記書類はすべてCD-R又はDVD-Rに保存し提出すること。

(2) 提出部数

正本1部と副本5部

(3) 提出期限

令和8年5月8日（金）午後5時

(4) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便等配達状況を確認できるものに限る。）とする。

(5) 提出先

上記5（4）に同じ。

8 委託業者の選定

(1) 審査方法

当課が設置する審査会において、企画提案書及びプレゼンテーションの内容で審査し選定する。
応募要件を満たし、参考見積額が予算額以内である提案を比較・検討のうえ、評価項目に基づき総合的に審査を行う。

(2) 企画立案の評価

企画立案の評価項目は、次に定める内容とする。

- ① 会社概要
- ② 導入実績
- ③ 業務実施体制及びスケジュール
- ④ 機能性・操作性
- ⑤ 運用保守及び障害対応
- ⑥ その他追加提案
- ⑦ 価格

(3) プレゼンテーション及び審査会に関する事項

- ① プレゼンテーション開催日時／会場
令和8年5月15日（金）午後2時（予定）／美瑛町役場 2階会議室
- ② プレゼンテーションの現地参加者は3名以内とする。
- ③ プレゼンテーションの持ち時間は30分以内とする。
- ④ プレゼンテーション終了後、選考委員との質疑応答の時間を設ける。
- ⑤ プレゼンテーションで使用するモニター、HDMIケーブル及びCタイプの変換アダプタは、本町が準備するが、それ以外の機器が必要な場合は参加者が準備すること。
- ⑥ プレゼンテーションはオンラインによる対応も可能とする。
- ⑦ 詳細については、参加者決定通知の中でお知らせする。

(4) 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。なお、委託予定者として選定された後にあつては、その者とは契約を締結せず、次点の評価上位者と契約を締結することとする。また、契約における受託者となった後にあつては、その者との契約を解除し、次点の評価上位者と契約を締結する。

- ① 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
- ② 提案価格が上記2（5）の予算額の範囲を超えた場合
- ③ 提出書類に虚偽の記載があつた場合
- ④ 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態に至つた場合
- ⑤ 審査の公平性を害する行為があつた場合
- ⑥ その他、企画提案に当たり著しく信義に反する行為があつた場合

(5) 審査結果の通知

審査結果は、令和8年5月19日（火）に書面にて通知する。なお、選定結果について異議申し立ては受け付けない。

9 契約の締結

(1) 契約金額

町は、企画提案の評価に基づき選定した参加者を本業務に係る随意契約の相手先として予定するものとし、見積額が予定価格の範囲内であればその者と契約を締結する。

(2) 業務の実施

契約後の業務の実施については、企画提案書に基づき町と協議のうえ行うものとする。

(3) その他

- ① 前払い制度 適用しない
- ② 部分払い制度 適用しない
- ③ 契約保証金 免除する
- ④ 契約書作成の要否 必要

10 その他

- (1) 企画提案書の作成等、参加に係る一切の経費は参加者の負担とする。
- (2) プロポーザル参加表明書及び企画提案書等の提出書類は返却しない。
- (3) 提案者が一社であっても企画提案の評価を実施し、基準を満たしていると判断した場合は、発注候補者として決定する。
- (4) 参加表明書の提出がなかった場合又は提案者のいずれも評価の基準を満たしていなかった場合には、本プロポーザルを無効とし、再度公募を行うこととする。
- (5) 本要領に定める事項の他、必要な事項については別途町が定めるものとする。
- (6) 選定された委託予定者と協議を行い、その結果、必要により仕様書の修正、追加等を行う場合がある。